

Disclosure2025

AICHIKEN IRYO SHINYO KUMIAI

2025 年 3 月末の現況
愛知県医療信用組合

ごあいさつ

組合員の先生方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、「愛知県医療信用組合」をご利用ご支援賜りまして、誠にありがとうございます。

このたび、当組合の現況（令和7年3月期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

わが国の経済は、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の回復、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲を反映し緩やかに回復していますが、米国の保護主義化による関税等の政策変更、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢緊迫化による地政学リスクの高まり等、今後の景気回復の懸念材料が山積している状況にあります。

歯科業界におきましては、少子高齢化問題や歯科医師の過剰問題など幾多の課題があり、一層の経営努力が求められています。

このように当組合を取巻く環境は、一段と厳しさを増していますが、当組合におきましては、安定的かつ計画的な業務運営により、昨年度に続き、本年度も本業で利益を計上することができました。

「医療信」は、愛知・岐阜・三重県歯科医師会の皆様にとってご利用しやすい信用組合として、組合員から「医療信が一番頼れる金融機関だ」と言われるように、その責務を実践してまいります。

引続き、「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」という役割ならびに「相互扶助」の理念と「利益は組合員に還元」という経営方針に則り、健全経営に努めてまいります。

今後とも、ご支援ご高配賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和7年7月

愛知県医療信用組合
理事長 梶村 豊彦

■事業方針

【基本方針】

歯科医師の相互扶助精神に基づいた協同組織による業域の信用組合として、金融業務を通して組合員の経済的安定化を図り、歯科業界の発展に貢献する事を基本理念としております。

【経営方針】

- (1) 組合員から信用・信頼・安心を得る信用組合を目指し「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」としての役割を果たします。
- (2) 歯科医師のための金融機関として堅実経営に徹し、安定した歯科医院経営のお役に立てるよう業域組合として信頼性の向上を図ります。
- (3) 当組合は、企業倫理を確立し、法令やルールを厳正に遵守するとともに誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努め、常に組合員の方々、地域社会に開かれた経営を目指します。
- (4) 当組合は、経営の自己責任原則のもと、リスク管理の強化、自己資本の充実、経営の透明性等経営の健全性の確保に努めます。

《当組合の経営姿勢と考え方》

昭和 37 年「愛知県医療信用組合」は愛知県歯科医師会会員の相互扶助と共存共栄を図る一助として、時の会長益川勘平先生が中心となり設立されました。

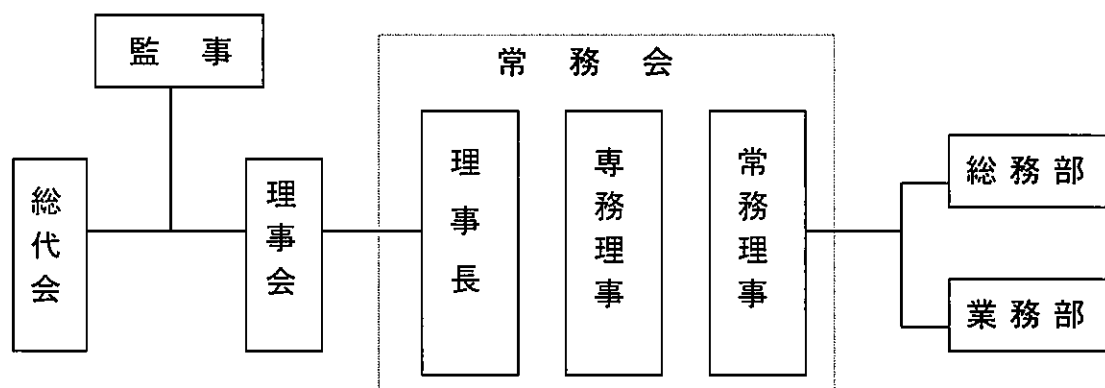
「歯科医師は毎日現金が入ることから貯蓄心がなく、経済意識に乏しい。」ということから、組合員が診療報酬から毎月積立預金を行い、又、資金が必要な時は融資が受けられるということに当組合の設立趣旨があります。

平成 27 年 6 月には、岐阜県、三重県にも営業エリアを拡大し、岐阜県、三重県の先生方にもご利用いただけるようになっております。

金融業界においては金融の自由化が着々と進み、自己責任原則のもと、リスク管理強化、自己資本の充実、経営の透明性等、経営の健全性の確保が一層強く求められています。また 歯科業界においても、少子・高齢化問題、歯科医師の過剰問題等があり、一層の経営努力が求められているものと思われます。

こうした環境の中、皆様に利用しやすく、又、お役に立てる金融機関として日々努めてまいります。金融業務は多様化しておりますが、今後も安心して頼れる信用組合を目指し、体力強化に取り組んでまいりますので、なお一層のご指導ご愛顧をお願い申し上げます。

■事業の組織



愛知県医療信用組合 組合員の皆様へ

■役員一覧 (令和7年6月末現在)

非常勤	理事長	梶村 豊彦
非常勤	専務理事	五藤 義彦
非常勤	常務理事	瀬川 伸広
常 勤	常務理事	大場 憲一郎
非常勤	理 事	中田 論理
非常勤	理 事	糸山 暁
非常勤	理 事	片田 琢也
非常勤	監 事	鈴木 祥夫
非常勤	監 事	長屋 良隆

■組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
個 人	2, 9 9 9	2, 9 7 2
法 人	8 0	8 2
合 計	3, 0 7 9	3, 0 5 4

■店舗(自動機器設置状況)

・名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
愛知県歯科医師会館6階
現金自動預払機1台(愛知県歯科医師会館内)

■営業地区と対象者 (令和7年6月末現在)

- ・愛知県、岐阜県及び三重県一円
- ・愛知県、岐阜県及び三重県において歯科医療に従事する者又はその関係者（居住者を含む）及び、その者が組織する法人及びその役職員

■当組合のあゆみ(沿革)

年 月	内 容
昭和 37 年 9 月 18 日	信用組合設立総会開催 発起人総代 益川勘平氏
昭和 37 年 9 月 27 日	「愛知県医療信用組合」設立認可
昭和 37 年 10 月 1 日	営業開始 初代組合長益川勘平氏 (名古屋市中区関鍛冶屋町1-3)
昭和 41 年 3 月 30 日	営業場所移転 名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
昭和 43 年 8 月 31 日	中野時哉氏 理事長に就任
昭和 53 年 5 月 13 日	芦刈三郎氏 理事長に就任
昭和 57 年 3 月 10 日	内国為替取引に関する事業認可
昭和 58 年 3 月 14 日	山中弘三郎氏 理事長に就任
昭和 58 年 5 月 19 日	吉兼 守氏 理事長に就任
昭和 63 年 7 月 18 日	全信組センター及び共同オンラインシステムに移行
平成 2 年 5 月 10 日	宮下和人氏 理事長に就任
平成 2 年 7 月 31 日	現金自動支払機(CD)業務開始
平成 12 年 4 月 1 日	監督官庁東海財務局に移行
平成 12 年 8 月 16 日	現金自動預払機(ATM)業務開始
平成 15 年 6 月 21 日	神谷龍司氏 理事長に就任
平成 16 年 5 月 17 日	郵貯ATM利用開始
平成 18 年 6 月 22 日	池 清輔氏 理事長に就任
平成 21 年 6 月 25 日	吉田勝弘氏 理事長に就任
平成 23 年 2 月 21 日	セブン銀行ATM利用開始
平成 23 年 3 月 22 日	会館建替えに伴い、一時移転(名古屋市中区丸の内二丁目4番7号)
平成 24 年 9 月 10 日	愛知県歯科医師会館6階に移転(名古屋市中区丸の内三丁目5番18号)
平成 27 年 6 月 25 日	営業地区を愛知県、岐阜県及び三重県一円に拡大
令和 3 年 6 月 10 日	鈴木康次氏 理事長に就任
令和 5 年 5 月 7 日	SKC第7次オンラインシステムに移行
令和 5 年 6 月 8 日	梶村豊彦氏 理事長に就任

■令和6年度 経営環境・事業概況

【経営環境】

令和6年度のわが国経済は、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の回復、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲を反映し緩やかに回復していますが、米国の保護主義化による関税等の政策変更、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢緊迫化による地政学リスクの高まり等、今後の景気回復の懸念材料が山積している状況にあります。

このような環境のもと、当組合は安定的かつ計画的な業務運営により引き続き本業黒字決算を達成しましたが、内外の経済状況や日本銀行の政策金利引き上げ等の金融政策の修正を巡る不確実性は極めて高く、当組合を取り巻く環境は引き続き厳しいものがあります。

【当組合の業績】

貸出金は、取組件数は学資資金等で前年度比増加し、設備大口案件もあり、前年度末比175百万円の増加となりました。預金は、個人預金、法人預金とも増加しておりますが、関連団体の法人預金の増加が大きく、前年度末比196百万円の増加となりました。また有価証券運用においては、市場金利の上昇等により、その他有価証券評価損が前年度末比121百万円増加し、182百万円となりましたが、減損は発生しませんでした。

当期純利益は計画を上回り9百万円、コア業務純益も1千9百万円の黒字となりました。

また、当年度末の自己資本比率は前年度から1.00%減少し12.56%となりましたが、基準比率の4.0%以上を引き続きクリアしております。

【償却及び引当の方針】

企業会計基準、当組合の規定に則って償却及び引当を行う方針です。

【事業の展望及び信用組合が対処すべき課題】

歯科業界では、少子高齢化問題や歯科医師の過剰問題など幾多の課題があり、引続き厳しい経営環境が続いています。

「医療信」は歯科医師のための信用組合であるという社会的使命のもと、創業の理念を踏まえ、預金・貸出業務に軸足を置いた経営を貫き、「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」としての役割を果たしてまいります。

また愛知県のみならず、岐阜県および三重県、両地域の先生方にも、ご愛顧頂けるよう努めてまいります。

引続き、＜安全・安心＞のできる経営に努め、経営の健全性・透明性に徹し、経営管理（ガバナンス）の強化、コンプライアンスを遵守し、リスク管理態勢の確立を図るなど、歯科業界に貢献できる信用組合を目指してまいります。

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	19,156	18,858	預金積金	11,345,201	11,541,683
預け金	4,095,363	4,022,041	普通預金	4,331,511	4,448,082
有価証券	6,512,113	6,491,375	定期預金	7,013,457	7,093,258
国債	-	-	その他の預金	232	341
地方債	631,550	604,620	借入金	-	-
社債	5,196,660	5,214,380	当座借越	-	-
株式	21,725	21,725	その他負債	20,114	20,974
その他の証券	662,178	650,650	未決済為替借	8,168	5,123
貸出金	1,421,410	1,596,537	未払費用	4,088	9,701
証書貸付	1,420,324	1,596,450	未払法人税等	4,280	2,396
当座貸越	1,086	86	前受収益	1,391	1,501
その他資産	71,841	75,639	払戻未済金	920	1,190
未決済為替貸	80	366	その他の負債	1,266	1,060
全信組連出資金	29,100	29,100	賞与引当金	1,448	1,536
前払費用	-	-	退職給付引当金	20,508	23,618
未収収益	17,090	24,220	役員退職慰労引当金	5,866	7,997
その他の資産	25,571	21,952	繰延税金負債	-	-
有形固定資産	7,205	10,338	負債の部合計	11,393,139	11,595,809
建物	4,789	4,664	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	2,415	5,674	出資金	38,818	38,088
無形固定資産	247	247	普通出資金	38,818	38,088
ソフトウェア	-	-	利益剰余金	751,261	758,064
その他の無形固定資産	247	247	利益準備金	44,110	44,110
繰延税金資産	641	580	その他利益剰余金	707,151	713,954
貸倒引当金	△5,945	△6,292	特別積立金	650,000	650,000
(うち個別貸倒引当金)	△1,685	△1,565	当期末処分剰余金	57,151	63,954
			組合員勘定合計	790,079	796,152
			その他有価証券評価差額金	△61,183	△182,635
			評価・換算差額等合計	△61,183	△182,635
			純資産の部合計	728,895	613,517
資産の部合計	12,122,035	12,209,327	負債及び純資産の部合計	12,122,035	12,209,327

経理・経営内容

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 50年 動産 4年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等修正が必要な場合は修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
（1）制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和5年4月分 至令和6年3月分） 0.028%
（3）補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円（及び財政上の剰余金48,278百万円）である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、掛金1百万円を費用処理している。
なお、（掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -1百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 23百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。
なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものであります。
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額 20百万円
危険債権額 -1百万円
三月以上延滞債権額 -1百万円
貸出条件緩和債権額 -1百万円
合計額 20百万円
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破綻手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 担保に提供している資産は、内国為替取引のために預け金100百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は16,107円89銭です。

経理・経営内容

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券、貸出金等があり、信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、融資規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
有価証券については、発行体の信用リスクに関して、信用情報や時価の把握を定期的に行い、常務会・理事会に報告・協議しています。

②市場リスクの管理

金利変動リスク(1%上方パラレルシフト)、為替リスク(10%円高)、価格変動リスク(VaR 等)について、市場リスク管理規定に基づいてリスク量を計測・管理し、その状況を常務会・理事会に報告・協議しています。

尚、金融資産・負債の経済価値は、令和7年3月31日において、円金利の1%の上方パラレルシフトにより、245百万円減少するものと把握しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、流動性リスク管理規定に基づき、運用・調達について総合的に資金管理を行い、その状況を理事会に報告・協議しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。
当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金、預け金、預金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	4,022	4,019	△ 2
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,200	1,145	△54
その他有価証券	5,291	5,291	-
(3) 貸出金 (*1)	1,596		
貸倒引当金 (*2)	△6		
貸出金計	1,590	1,589	△1
金融資産計	12,103	12,045	△58
(1) 預金積金 (*1)	11,541	11,521	△20
金融負債計	11,541	11,521	△20

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引価格によっております。非上場株式の一部は証券会社の店頭扱いによる売買の直近の約定価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外で、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

①以外で、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

経理・経営内容

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

〔注2〕市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 組合出資金	0 百万円 29
合 計	29

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

〔時価が貸借対照表計上額を超えるもの〕

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	—	—	—
そ の 他	100	102	2
小 計	100	102	2

〔時価が貸借対照表計上額を超えないもの〕

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	1,000	944	△55
そ の 他	100	97	△2
小 計	1,100	1,042	△57
合 計	1,200	1,145	△54

〔注〕時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の保有はありません。

(4) その他の有価証券

〔貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの〕

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	21 百万円	19 百万円	2 百万円
債 券	809	800	9
地 方 債	507	499	7
社 債	301	300	1
そ の 他	209	192	17
小 計	1,040	1,011	29

〔貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの〕

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	4,009	4,201	△191
地 方 債	97	100	△2
社 債	3,912	4,101	△188
そ の 他	240	260	△19
小 計	4,250	4,462	△211
合 計	5,291	5,473	△182

〔注〕1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は50%以上下落であります。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却価額	売却額	売却損
100 百万円	-	5 百万円

経理・経営内容

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	1 0 年超
債 券	99 百万円	1, 683 百万円	2, 136 百万円	1, 799 百万円
地 方 債	—	302	302	—
社 債	99	1, 380	1, 834	1, 799
そ の 他	—	293	205	—
合 計	99	1, 976	2, 341	1, 799

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度額超過額	5 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	0
税務上の繰越欠損金	—
その他	2
繰延税金資産小計	7
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7
評価性引当額小計	△7
繰延税金資産合計	0

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	0 百万円

経理・経営内容

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	111,793	123,578
資金運用収益	108,948	119,509
貸出金利息	26,872	28,295
預け金利息	3,831	10,043
有価証券利息配当金	77,080	80,006
その他の受入利息	1,164	1,164
役務取引等収益	2,206	2,382
受入為替手数料	1,987	2,181
その他の役務収益	219	201
その他業務収益	3	13
国債等債券売却益	1	12
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	2	0
その他経常収益	634	1,673
貸倒引当金戻入益	386	-
償却債権取立益	20	1,344
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	227	328
経常費用	90,158	110,225
資金調達費用	8,266	13,135
預金利息	8,266	13,135
借用金利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	5,520	6,387
支払為替手数料	1,100	1,095
その他の役務費用	4,420	5,291
その他業務費用	21	5,124
国債等債券売却損	20	5,124
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	0	-
経費	76,289	85,231
人件費	49,421	56,145
物件費	26,752	28,954
税金	115	131
その他経常費用	61	347
貸倒引当金繰入額	-	347
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
その他の経常費用	61	-
経常利益	21,634	13,353
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	-	0
固定資産処分損	-	0
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	21,634	13,353
法人税・住民税及び事業税	5,634	3,788
法人税等調整額	△85	61
法人税等合計	5,549	3,850
当期純利益	16,085	9,502
繰越金(当期首残高)	41,065	54,451
当期末処分剰余金	57,151	63,954

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 243円61銭

経理・経営内容

■剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	57,151	63,954
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	2,699	2,667
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年7%) 2,699	(年7%) 2,667
特別積立金	-	-
次期繰越金	54,451	61,287

■業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	100,682	106,374
資金運用収益	108,948	119,509
資金調達費用	8,266	13,135
役務取引等収支	△3,314	△4,004
役務取引等収益	2,206	2,382
役務取引等費用	5,520	6,387
その他の業務収支	△17	△5,111
その他業務収益	3	13
その他業務費用	21	5,124
業務粗利益	97,350	97,258
業務粗利益率	0.81%	0.79%
業務純益	22,272	13,690
実質業務純益	22,272	14,158
コア業務純益	22,291	19,269
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	22,291	19,269

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平残×100

2. 業務純益＝業務収益－業務費用

3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

■受取利息および支払利息の増減 (単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	2,596	10,560
支払利息の増減	239	4,868

■役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	2,206	2,382
受入為替手数料	1,987	2,181
その他の 受入手数料	219	201
役務取引等費用	5,520	6,387
支払為替手数料	1,100	1,095
その他の 支払手数料	4,420	5,291

■経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人件費	49,421	56,145
報酬給料手当	39,493	44,441
退職給付費用	3,599	4,375
その他	6,328	7,328
物件費	26,752	28,954
事務費	15,191	14,543
固定資産費	6,246	5,941
事業費	2,646	2,468
人事厚生費	177	2,997
減価償却費	889	1,398
その他	1,601	1,605
税 金	115	131
経 費 合 計	76,289	85,231

■主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	104,240	105,386	109,252	111,793	123,578
経 常 利 益	8,775	10,620	17,312	21,634	13,353
当 期 純 利 益	6,901	8,472	12,353	16,085	9,502
預金積金残高	10,350,214	10,716,985	11,270,674	11,345,201	11,541,683
貸 出 金 残 高	1,333,261	1,385,521	1,480,909	1,421,410	1,596,537
有価証券残高	6,593,779	6,619,550	6,826,420	6,512,113	6,491,375
総 資 産 額	11,782,909	12,014,148	12,090,183	12,122,035	12,209,327
純 資 産 額	908,475	881,853	729,383	728,895	613,517
自己資本比率(単体)	13.74%	13.75%	12.69%	13.56%	12.56%
出 資 総 額	40,466	40,049	39,138	38,818	38,088
出 資 総 口 数	40,466 口	40,049 口	39,138 口	38,818 口	38,088 口
出 資 配 当 金	2,816	2,798	2,726	2,699	2,667
職 員 数	4 人	4 人	4 人	4 人	5 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

年 度	令和5年度			令和6年度		
項 目	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	12,020,500	108,948	0.90%	12,207,485	111,509	0.97%
うち貸出金	1,442,343	26,872	1.86%	1,498,591	28,295	1.88%
うち預け金	3,720,715	3,831	0.10%	3,749,553	10,043	0.26%
うち有価証券	6,828,341	77,080	1.12%	6,930,741	80,006	1.15%
資金調達勘定	11,344,048	8,266	0.07%	11,515,987	13,135	0.11%
うち預金積金	11,323,146	8,266	0.07%	11,515,987	13,135	0.11%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度76,218千円、令和6年度71,414千円)を控除して表示しております。

■総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.17	0.10
総資産当期純利益率	0.13	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産平均残高×100

■総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回 ①	0.90	0.97
資金調達原価率②	0.73	0.83
資金利鞘 ①-②	0.17	0.14

■自己資本の充実状況

○自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	787	793
うち、出資金及び資本剰余金の額	38	38
うち、利益剰余金の額	751	758
うち、外部流出予定額(△)	2	2
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	4
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	4
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	791	798
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ) (ハ)	791	798
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,646	6,188
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	186	164
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	5,832	6,353
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	13.56%	12.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経理・経営内容

○自己資本調達手段の概要

令和6年度末の自己資本額のうち当組合が積立てているもの以外は組合員の皆さまからお預かりしている出資金にて調達しています。

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、国内基準行の所要最低自己資本比率である4%を大きく上回る自己資本比率を確保しています。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

■有価証券、金銭の信託等の評価

○売買目的有価証券

該当事項ありません。

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	100	106	6	100	102	2
	小計	100	106	6	100	102	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	700	692	△7	1,000	944	△55
	その他	100	98	△2	100	97	△2
	小計	800	790	△9	1,100	1,042	△57
合 計		900	897	△2	1,200	1,145	△54

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券です。

○子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません。

○その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	19	2	21	19	2
	債券	2,352	2,299	52	809	800	9
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	631	599	31	507	499	7
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,720	1,699	20	301	300	1
	その他	221	193	28	209	192	17
	小計	2,595	2,512	83	1,040	1,011	29
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	2,775	2,900	△124	4,009	4,201	△191
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	97	100	△2
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,775	2,900	△124	3,912	4,101	△188
	その他	240	260	△19	240	260	△19
	小計	3,016	3,160	△144	4,250	4,462	△211
合計		5,612	5,673	△61	5,291	5,473	△182

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

○市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位: 千円)

項目	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	100	100
組合出資金	29,100	29,100

○オフバランス取引の状況

保有する外国証券の一部にヘッジ手段として先物外国為替取引が組み込まれておりますが、その評価損益等は「その他有価証券」に含まれております。

○運用目的の金銭の信託

該当事項ありません。

○満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

○その他の金銭の信託

該当事項ありません。

■その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
国債等債券売却益	1	12
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	2	0
合 計	3	13

■預貸率および預証率

(単位:%)

項 目		令和5年度	令和6年度
預貸率	期 末	12.52%	13.83%
	期中平均	12.73%	13.01%
預証率	期 末	57.40%	56.24%
	期中平均	60.30%	60.17%

■1店舗当りの

預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
預 金 残 高	11,345	11,541
貸 出 金 残 高	1,421	1,596

■職員1人当りの

預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
預 金 残 高	2,836	2,308
貸 出 金 残 高	355	319

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	4,333	38.3%	4,487	38.9%
定期性預金	6,989	61.7%	7,028	61.0%
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	11,323	100.0%	11,515	100.0%

■預金者別預金残高

(単位:百万円)

種 目	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	7,050	62.1%	7,121	61.7%
法 人	4,294	37.9%	4,419	38.3%
合 計	11,345	100.0%	11,541	100.0%

■定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利定期預金	6,484	6,543
その他の定期預金	528	549
合 計	7,013	7,093

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	-	-	-	-
証書貸付	1,442	99.9%	1,498	99.9%
当座貸越	0	0.1%	0	0.1%
合 計	1,442	100.0%	1,498	100.0%

■有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	-	-%	-	-%
地 方 債	600	8.8%	600	8.6%
社 債	5,323	77.9%	5,657	81.6%
株 式	19	0.3%	19	0.2%
その他の証券	885	13.0%	653	9.4%
合 計	6,828	100.0%	6,930	100.0%

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区 分		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の 定めないもの
国 債	令和 5 年度	-	-	-	-	-
	令和 6 年度	-	-	-	-	-
地 方 債	令和 5 年度	-	310	217	103	-
	令和 6 年度	-	302	302	-	-
社 債	令和 5 年度	400	905	1,789	2,001	100
	令和 6 年度	99	1,380	1,834	1,799	100
株 式	令和 5 年度	-	-	-	-	21
	令和 6 年度	-	-	-	-	21
その他 の証券	令和 5 年度	-	293	211	-	156
	令和 6 年度	-	293	205	-	151
合 計	令和 5 年度	400	1,509	2,218	2,105	278
	令和 6 年度	99	1,976	2,341	1,799	273

■担保種類別貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	金 額	構成比
預金積金	1	0.1%
	0	0.0%
有価証券	-	-
	-	-
動 産	-	-
	-	-
不 動 産	434	30.5%
	463	29.0%
小 計	435	30.6%
	463	29.0%
保 証	952	67.0%
	1,125	70.4%
信 用	33	2.4%
	7	0.4%
合 計	1,421	100.0%
	1,596	100.0%

■貸出金金利区分別残高 (単位:百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
固定金利貸出	18	12
変動金利貸出	1,402	1,583
合 計	1,421	1,596

■貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目		期末残	増減額
令和 5 年度	一般貸倒引当金	4	△0
	個別貸倒引当金	1	△0
	合 計	5	△0
令和 6 年度	一般貸倒引当金	4	0
	個別貸倒引当金	1	△0
	合 計	6	0

■貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
貸出金償却額	-	-

■貸出金業種別および用途別残高・構成比

(単位:百万円)

業種別	令和 5 年度				令和 6 年度			
	設 備	運 転	合 計	構成比	設 備	運 転	合 計	構成比
医 療 ・ 福 祉	602	92	695	48.9%	660	73	733	46.0%
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-%	-	-	-	-%
小 計	602	92	695	48.9%	660	73	733	46.0%
個人 (住宅・消費・納税資金等)	150	575	726	51.1%	198	664	862	54.0%
合 計	753	668	1,421	100.0%	858	738	1,596	100.0%
構 成 比	53.0%	47.0%	-	100.0%	53.8%	46.2%	-	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

開示債権

■ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位: 百万円)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / (A)	引当率 (%) (C) / (A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	1	-	1	100.00	100.00
	令和6年度	20	19	1	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
小 計	令和5年度	1	-	1	100.00	100.00
	令和6年度	20	19	1	100.00	100.00
正常債権	令和5年度	1,419				
	令和6年度	1,575				
合 計	令和5年度	1,421				
	令和6年度	1,596				

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

■ 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

歯科医療に携わる歯科医の先生方は主にその地域に密着し、地域住民の歯科医療、健康管理の分野を担い、地域社会に貢献しています。業域信用組合である当組合は、組合員の先生方に融資・預金等の金融サービスを広く提供することにより、地域社会に貢献してまいります。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

(1) 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は歯科医師会会員の相互扶助と共存共栄を図る目的で設立された業域組合であり、決算内容や外形的な事実だけでなく、事業の状況を勘案しつつ、歯科医師のライフステージに合った条件設定、融資判断を行うよう努めてまいります。

(2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お客様からの相談窓口を業務部長とし、資金繰り改善および経営改善に向けた取組に対する支援に努めてまいります。また、他の金融機関から借入を行っているお客様から、貸付条件の変更等について、お申込みご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意を頂いた上で守秘業務に留意しつつ、該当する他の金融機関と相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

(3) 中小企業の経営支援に関する取組状況

お客様の状況に応じた貸付条件の変更等については、事業の状況を勘案しつつ、可能な限り速やかに実施するよう努めておりますが、歯科医院の経営については、その特殊性から、当組合では具体的なコンサルティング等の実績はなく、以下の点について、具体的事例等はございません。

①創業・新規事業開拓の支援

該当事項ございません。

②成長段階における支援

該当事項ございません。

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

該当事項ございません。

(4) 地域の活性化に関する取組状況

該当事項ございません。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に、真摯に対応するため、『「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針』を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況】

令和6年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は2件(前年度4件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は8.0%(同15.3%)、「保証契約を解除した件数」は0件(同0件)、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」0件(同0件)となっております。

■マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するためのリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

■法令遵守の体制

信用組合の社会的・公共的役割を正しく認識し、法令を遵守することにより信用組合の信頼性の向上を図ります。

現状においては、各種法令、業務規定、就業規則等により業務運営をしており、求められている企業倫理に応えるため次の課題に取り組み努力しております。

- ①日常業務 業務運営における既存規定、法令やルール、社会的規範について再認識して体制を整えております。
- ②教育研鑽 社会的責任とコンプライアンスの意識を持たせるため、マニュアル遵守を徹底し意識の向上を図っております。
- ③情報開示 経営情報の公正なディスクローズを行い、当組合の状況を開示することにより業域組合としての信頼性を高めます。

■苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合本店にお申し出ください。

【愛知県医療信用組合】 052-962-9569

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日を除く）受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.iryoushin.com/>

紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、

愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～4時30分 電話：052-451-2110

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456

■リスク管理体制

一定性的事項一

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

■信用リスクに関する事項

【リスク管理方針及び手続の概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識し、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則って与信判断を行うことに努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定による債務者区分、与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先管理など、様々な角度からの分析を行っています。個別案件の審査・与信管理は、業務部が起案し、常務理事が第一義的に行い、常務会に諮ることとしています。また、決裁した案件については定例的に理事会に報告しています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」、「資産償却・引当計上基準規定」に則って債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金に当る正常先、要注意先、要管理先についてはそれぞれの債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を、個別貸倒引当金については優良担保を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。その結果は、理事会に報告するほか、監事による監査を受けています。

【標準的手法が適用されるポートフォリオに係る事項】

リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関は、(株)日本格付研究所(JCR)と(株)格付投資情報センター(R&I)及びS&Pを採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、不動産担保、保証などが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金、不動産等、保証には、人的保証、保証会社による民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「融資規定」、「不動産担保における当組合評価基準」に則って、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率算出における信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金担保、保証として地方公共団体等の保証、貸出金と自組合預金の相殺として日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」が該当します。

経営内容

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引として外国為替関連取引がありますが、仕組債の中に内包されているものであり、当組合として個別の管理は行っておりません。長期決済期間取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理方針及び手続の概要】

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、または外的事象が生ずることから当組合に生じる損失に係るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、オペレーショナル・リスクに係る諸規定を定めて日々の適切な業務運営に努めています。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

出資金は、上部団体となる「全国信用協同組合連合会」であり、また市場価格のない株式は、当組合のオンラインシステム管理を委託している信用組合業界出資の「信組情報サービス株式会社」であり、これらについては定期的なリスク管理を行っておりません。

店頭市場で売買される株式については、取引価格を毎月理事会へ報告・管理しております。

不動産投資信託 (J-REIT) については、価格変動リスクを VaR にて把握し、毎月理事会へ報告・管理しております。

■金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に関する影響をいいます。

当組合では、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を検討する態勢を取っています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や収益及び自己資本額への影響度などを総務部が定期的（四半期毎）に計測・評価し、理事会は適宜報告を受けて、金利リスクの状況を把握するとともに、資産と負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、今後の対応について検討しています。

尚、当組合の金利感応資産及び負債は、預け金、有価証券、貸出金、預金、借入金に該当します。

経営内容

【金利リスク算定手法の概要】

- ・流動性預金におけるコア預金の算定および定期預金の早期解約に関する前提は、いずれも「開示告示に関するQ & A」に記載されている保守的な前提に基づいております。
 - ・コア預金の算定
対 象：流動性預金
算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額、のうち、最小の額を上限に満期5年以内(平均2.5年)として算定しています。
 - ・定期預金の早期解約に関する前提
早期解約率：34%
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の最長期間：5年
- ・複数通貨の集計方法及びその前提：保有通貨は円貨のみ
- ・スプレッドについては、割引金利には含めず、キャッシュフローに含めております。
- ・内部モデルは使用しておりません。
- ・ΔEVEの算出値については、他のリスクも含めた統合的リスクの観点から、当組合の自己資本と比し、問題ない水準と判断しております。

資料編

■リスク管理体制

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実状況P.13をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	5,646	225	6,188	247
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	5,644	225	6,185	247
(i) ソブリン向け	10	0	10	0
(ii) 金融機関向け	921	36	918	36
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2	0
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	1,994	79	1,153	46
(v) 中小企業等・個人向け	75	3		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			91	3
トランザクター向け			-	-
(vii) 抵当権付住宅ローン	8	0		
(viii) 不動産取得等事業向け	100	4		
(ix) 不動産関連向け			6	0
自己居住用不動産等向け			6	0
賃貸用不動産向け			-	-
事業用不動産向け			-	-
その他不動産関連向け			-	-
ADC 向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			1,303	52
(xi) 三月以上延滞等	-	-		
(xii) 延滞等向け			29	1
(x iii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			-	-
(x iv) 出資等	172	6		
出資等のエクスポージャー	172			
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(x v) 株式等			172	6
(x vi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(x vii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	1,003	40	1,003	40
(x viii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	29	1	29	1
(x ix) その他	1,330	53	1,469	58
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 未決済取引			-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	2	0	3	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	186	7	164	6
BI			109	
BIC			13	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	5,832	233	6,353	254

経営内容

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセットの額×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「(xi) その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金（預金担保を除く）、その他資産、有形固定資産、無形固定資産が含まれます。
7. 当組合では、マーケットリスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を用いています（令和5年度計数）。
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{相利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち相利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー		
			貸 出 金		債 国		内 国				券 外	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 5 年度	令和 6 年度
製 造 業	2,003	1,704	-	-	1,998	1,700	-	-	-	-		
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
建 設 業	100	200	-	-	100	200	-	-	-	-		
電気、ガス、熱供給、水道業	501	701	-	-	500	700	-	-	-	-		
情 報 通 信 業	25	21	-	-	-	-	-	-	-	-		
運 輸 業、郵 便 業	602	602	-	-	600	600	-	-	-	-		
卸 売 業、小 売 業	400	501	-	-	400	500	-	-	-	-		
金 融 業、保 険 業	5,457	5,489	-	-	900	1,000	400	400	-	-		
不 動 産 業	654	554	-	-	500	400	-	-	-	-		
医 療・福 祉	695	733	695	733	-	-	-	-	-	-		
その他のサービス	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-		
国・地方公共団体等	902	902	-	-	801	800	100	100	-	-		
個 人	726	862	726	862	-	-	-	-	-	-		
その他の産業	27	30	-	-	-	-	-	-	-	-		
業 種 別 合 計	12,196	12,405	1,421	1,596	5,900	6,001	500	500	-	-		
1 年 以 下	4,535	3,325	22	28	400	100	-	-				
1 年 超 3 年 以 下	227	2,225	127	174	100	1,200	-	-				
3 年 超 5 年 以 下	1,728	1,132	327	332	1,101	500	300	300				
5 年 超 7 年 以 下	699	564	199	263	400	200	100	100				
7 年 超 1 0 年 以 下	2,052	2,385	343	278	1,601	2,000	100	100				
1 0 年 超	2,596	2,418	398	518	2,198	1,900	-	-				
期間の定めのないもの	355	353	1	0	100	100	-	-				
残 存 期 間 別 合 計	12,196	12,405	1,421	1,596	5,900	6,001	500	500				

- (注) 1. デリバティブ等のオフ・バランス取引は「金融業、保険業」において、令和5年度「7年超10年以下」7百万円、令和6年度「7年超10年以下」7百万円の残高があります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種区分「その他の産業」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. 当組合は限られたエリアと業種を対象に事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P. 17 をご参照ください。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金				貸出金償却	
	期末残		増減額			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
医療・福祉	1	1	△0	△0	-	-
個 人	-	-	-	-	-	-
合 計	1	1	△0	△0	-	-

(注) 1. 当組合は限られたエリアを対象に事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 当組合は限られた業種を対象に事業活動を行っているため、他の業種区分は残高がないので記載を省略しております。

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
	令和6年度					
現金	18		18	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	100	-	100	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	601	-	601	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	100	-	100	-	10	10
地方三公社向け	100	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,430	100	4,430	7	918	21
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,509	-	3,509	-	1,153	33
中堅中小企業等向け及び個人向け	121	-	121	-	91	75
不動産関連向け	18	-	18	-	6	35
劣後債権及びその他資本性証券等	1,303	-	1,303	-	1,303	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	19	-	19	-	29	150
取立未済手形	0	-	0	-	0	20
株式等	172	-	172	-	172	100
合計					3,684	

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーの オン・バランスの額と、オフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経営内容

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスクウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計値（CCF・信用リスク削減効果適用後）				
	0%	10%	20%	30%	35%
	令和6年度				
現金	18	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	100	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	601	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	4,138	299	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	2,006	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	18
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	0	-	-
株式等	-	-	-	-	-
合計	720	100	6,145	299	18

	資産の額及び与信相当額の合計値（CCF・信用リスク削減効果適用後）				
	50%	75%	150%	250%	合計
	令和6年度				
現金	-	-	-	-	18
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	100
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	601
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	100
地方三公社向け	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	4,438
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,503	-	-	-	3,509
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	121	-	-	121
不動産関連向け	-	-	-	-	18
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	1,303	-	1,303
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	19	-	19
取立未済手形	-	-	-	-	0
株式等	-	-	-	172	172
合計	1,503	121	1,322	172	10,405

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和5年度		令和6年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	-	822		
10 %	-	101		
20 %	1,909	3,899		
35 %	-	23		
50 %	3,106	1		
75 %	-	100		
100 %	200	1,630		
150 %	-	-		
250 %	-	401		
その他	-	-		
合 計	5,217	6,979		

(注)

1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り「格付有り」としてしています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーおよび CVA リスクは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40 %未満	7,377	100	7.500	7,284
40 %～70 %	1,503	-	-	1,503
75 %	121	-	-	121
150 %	1,322	-	-	1,322
250 %	172	-	-	172
その他	-	-	-	-
合 計	10,498	100	7.500	10,405

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1	0	100	100	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引(外国為替関連)

与信相当額の算出に用いる方式 カレント・エクスポージャー方式 (単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロスのアドオンの合計額	7	7
グロスの与信相当額	7	7

(注) 1. 担保による信用リスク削減手法の効果はありません。

2. 長期決済期間取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は証券化エクスポージャーに該当する資産がありません。

経営内容

■出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	178	178	173	173
非上場株式等	0	0	0	0

(注) 店頭市場で売買される株式等は上場株式等に含まれております。

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	0	0
売却損	0	5
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	5	0

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は子会社及び関連会社に該当する会社を持ちません。

■金利リスクに関する事項

IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	245	272	13	7
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	245	272	13	7
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		798		791	
8	自己資本の額	798		791	

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的事項」の項目に記載しております。

その他

■法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の5に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

■継続企業の前提の重要な疑義

当組合は、該当ありません。

■財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第63期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月20日

愛知県医療信用組合

理事長 梶 村 豊 彦

その他業務

■為替手数料

	料 金
窓口（他行あて） 3万円未満	440 円
3万円以上	660 円
A T M（他行あて） 3万円未満	220 円
3万円以上	330 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 当組合あては無料

■自動機手数料

他の金融機関等ご利用の場合の一例	1 回
平日 18 時まで	110 円
上記以外の平日・土・日・祝日・ 12/31～1/3	220 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 月間 3 回までの手数料は、翌月 20 日に
該当口座へ返金致します。

■両替手数料

枚 数	料 金
1 枚 ～ 100 枚	無 料
101 枚 ～ 500 枚	330 円
501 枚 ～ 1,000 枚	440 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 1,001 枚以上は 500 枚毎に 220 円を加算して
申し受けます。

■その他手数料

種 類	項 目	金 額
各 種 証 明 書	預金残高証明書	220 円
	融資残高証明書	220 円
	住宅取得控除証明書	220 円
再発行手数料	通帳再発行手数料	550 円
	キャッシュカード再発行手数料	550 円
	出資証券再発行手数料	550 円
小切手等入金	窓口小切手入金手数料 (1 枚あたり)	440 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。

■内国為替取扱実績

(単位:千円)

	令和 5 年度末		令和 6 年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
他の金融機関向け	6,325	3,694,716	6,556	3,884,492
他の金融機関から	6,485	3,738,905	6,729	3,796,103

■主要な事業の内容

○預金のご案内

種 類	お預入れ期間	お預入れ金額	し く み と 特 色
総合口座	いつでも 出し入れ自由	1 円以上	出し入れ自由の普通預金、お利息の有利な定期預金、イザという時の自動融資、融資額は定期預金の 90% (最高 200 万円) までご利用いただけます
普通預金	いつでも 出し入れ自由	1 円以上	出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけます
決済用預金	いつでも 出し入れ自由	1 円以上	預金保険で全額保護されております 無利息の預金です
積立定期預金	6 ヶ月以上	1, 000 円以上	積立型定期預金で満期日の 3 ヶ月前まで預入可能です
スーパー定期	1 ヶ月以上 5 年以内	1, 000 円以上	まとまった資金をお得な利回りで運用できます。
期日指定 定期預金	1 年以上 3 年以内	1, 000 円以上 300 万円未満	利息が利息を生む、1 年複利のお得な預金です

○融資のご案内

〈手数料・保証料不要〉

金 額……………最高限度 1 億 2 千万円

期 間……………最長 3 5 年まで (資金用途等によりご相談)

※歯科医師会入会金融資、連帯保証人不要のマイカーローン、教育ローン、フリーローンも取扱っております。

○その他のサービスのご案内

為替サービス……………全国銀行内国為替制度により、即日資金の受送金ができます。

手数料については、手数料のご案内をご覧ください。

キャッシュサービス……………キャッシュカードを利用して当組合始め、全国の加盟金融機関およびコンビニ等でお引き出しができます。郵便局と一部提携金融機関等では、キャッシュカードによるご入金もできます。
手数料については、手数料のご案内をご覧ください。

通帳記入……………医療信の店頭・A T M では勿論のこと、全国の信用組合 (一部を除く) の A T M において、通帳記入 (普通預金) ができます。

その他

■ 総代会の機能について

【総代会について】

- (1) 総代会は、組合員のうちから選ばれた総代によって構成され、招集を受けて決議または選挙の方法により組合の意思を決定する最高意思決定機関であり、かつ組合の必須の機関であります。
- (2) 通常総代会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回（事業年度終了後3月以内）招集されます。総代会の議決事項には、計算書類等の承認、次年度の事業計画、収支予算案の承認、役員の選任、定款の変更等があります。

なお、通常総代会ほか、必要があるときは臨時総代会を何時でも招集できることになっております。

【総代の選出について】

- (1) 総代の選出は、46地区ごとに行います。各地区に3名以内の選考委員をおきます。
理事長は理事会の議決により選考委員を委嘱すると共にその氏名を掲示場に掲示します。
- (2) 選考委員は、掲示のあった日から2週間以内に総代を選出し理事長に報告します。
- (3) 理事長は全地区の報告がすべて終わったときは、直ちに総代の氏名を掲示場に掲示します。
- (4) 各地区の組合員数に応じて総代数を決定します。総代の定数は120人となっています。

【第63期通常総代会の報告】

令和7年6月19日(木)11時00分から愛知県歯科医師会館 歯〜とぴあホールにおいて、第63期通常総代会が開催され、総代119名のうち103名（うち委任状出席41名）が出席。4議案について審議が行われ、全ての議案が承認されました。

○報告事項

- (1) 監査報告
- (2) 第63期事業報告

○議決事項

- 第1号議案 第63期計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）承認の件
- 第2号議案 第64期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 役員任期満了に伴う改選の件
- 第4号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

■ 総代の地区別定数

（令和7年6月総代会翌日から令和9年6月総代会まで）

地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数
名古屋市千種区	4	名古屋市熱田区	2	東海市	2	安城市	2
名東区	3	中川区	4	愛豊	4	西尾市	3
東区	2	南区	2	尾張旭市	2	豊田加茂	6
北区	3	緑区	4	尾北	3	知立市	1
守山区	2	一宮市	5	犬山扶桑	1	田原市	1
西区	3	瀬戸	3	海部	3	新城	1
中村区	3	半田	2	稲沢市	1	北設楽郡	1
中区	4	春日井市	4	豊橋市	5	蒲郡市	1
港区	2	津島市	1	岡崎	4	岐阜県	2
昭和区	2	小牧市	3	豊川市	3	三重県	1
天白区	3	西春日井	2	碧南	1		
瑞穂区	2	知多郡	4	刈谷市	3		

* 総代氏名等については愛知県歯科医師会館内の当組合に掲示してあります。

その他

■報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、基本報酬、手当、退職慰労金で構成されています。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬】

全役員の基本報酬、手当につきましては、総代会において、理事及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、当組合の理事会において決定しております。監事につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、役員退職慰労金規程において、算出基準額、支給率を定めております。

（2）役員に対する報酬

（単位：千円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	12,060	20,000
監 事	1,380	3,000
合 計	13,440	23,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事2名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金、役員賞与金はありません。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

注2. 「同等額」は、令和5年度に常勤役員に支払った報酬等としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

索引

ごあいさつ	1	43 貸出金使途別残高 *	17
【概況・組織】		44 貸出金業種別残高・構成比 *	17
1 事業方針	2	45 預貸率(期末・期中平均) *	16
2 事業の組織 *	2	46 消費者ローン・住宅ローン残高	取扱いなし
3 役員一覧		47 代理貸付残高の内訳	取扱いなし
(理事及び監事の氏名・役職名) *	3	48 職員1人当り貸出金残高	16
4 店舗一覧		49 1店舗当り貸出金残高	16
(事務所の所在地) *	3	【有価証券に関する指標】	
5 自動機器設置状況	3	50 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
6 営業地区と対象者	3	51 有価証券の種類別平均残高 *	17
7 組合員数	3	52 有価証券種類別残存期間別残高 *	17
8 子会社の状況	該当なし	53 預証率(期末・期中平均) *	16
【主要事業内容】		【経営管理体制に関する事項】	
9 主要な事業の内容 *	31	54 法令遵守の体制 *	20
10 信用組合の代理業者*	取扱いなし	55 リスク管理体制 *	22. 23. 24
【業務に関する事項】		資料編	24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31
11 事業の概況 *	4	56 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	21
12 経常収益 *	12	【財産の状況】	
13 業務純益	11	57 貸借対照表、損益計算書、	
14 経常利益 *	12	剰余金処分計算書 *	5. 6. 7. 8. 9. 10. 11
15 当期純利益 *	12	58 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再	
16 出資総額、出資総口数 *	12	生法開示債権の保全・引当状況 *	18
17 純資産額 *	12	59 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	13. 14
18 総資産額 *	12	60 有価証券、金銭の信託等の評価 *	14. 15
19 預金積金残高 *	12	61 外貨建資産残高	取扱いなし
20 貸出金残高 *	12	62 オフバランス取引の状況	15
21 有価証券残高 *	12	63 先物取引の時価状況	取扱いなし
22 単体自己資本比率 *	12	64 オプション取引の時価情報	取扱いなし
23 出資配当金 *	12	65 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	17
24 職員数 *	12	66 貸出金償却の額 *	17
【主要業務に関する指標】		67 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について #	32
25 業務粗利益及び業務粗利益率 *	11	68 会計監査人による監査 *	32
26 資金運用収支、役務取引等収支		【その他の業務】	
及びその他業務収支 *	11	69 内国為替取扱実績	33
27 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、		70 外国為替取扱実績	取扱いなし
利息、利回り、資金利鞘 *	12	71 公共債窓販実績	取扱いなし
28 受取利息、支払利息の増減 *	11	72 公共債引受額	取扱いなし
29 役務取引の状況	11	73 手数料一覧	33
30 その他業務収益の内訳	16	【その他】	
31 経費の内訳	11	74 当組合の考え方	2
32 総資産経常利益率 *	12	75 沿革・歩み	3
33 総資産当期純利益率 *	12	76 継続企業の前提の重要な疑義 *	32
【預金に関する指標】		77 総代会について #	35
34 預金種目別平均残高 *	16	78 報酬体系について #	36
35 預金者別預金残高	16	79 地域貢献 #	19
36 財形貯蓄残高	取扱いなし	80 地域密着型金融の取組状況 #	該当なし
37 職員1人当り預金残高	16	81 中小企業の経営改善及び地域の活性化のため	
38 1店舗当り預金残高	16	の取組状況 *	19
39 定期預金種類別残高 *	16	82 「経営者保証に関するガイドライン」への対応 #	20
【貸出金等に関する指標】		83 マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡	
40 貸出金種類別平均残高 *	17	散金融対策に係る対応方針	20
41 貸出金金利区分別残高 *	17		
42 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	17		

各開示項目は、上記のページに記載しております。なお、* 印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、# 印は「監督指針の要請」に基づく開示項目です。